

名古屋大学オープンレクチャー2020

「不完全競争の経済学」のはなし



安達貴教

名古屋大学大学院経済学研究科

私たちの生きる社会

多くのモノには値段（**価格**）が付いている。

モノだけではなく、散髪・外食といったサービスにも価格が付いている。

価格を**決めて売る**人（生産者・販売者）

価格を**見て買う**人（消費者）

価格を通じた自由な取引、売り買い

→ 「**市場**」という概念

余談

日本語における日常的使用では、サービスは「無料」というイメージがあるが（「お客さん、サービスしときますよ！」）、英語の service は「他人に対して役に立つことをすること」という意味で、**「無料」とは限らない**。例：「介護サービス」

高校の教科書では・・・

《市場経済のしくみ》

資本主義経済は市場しじょうでの自由な売買ばいばいをとおして財ざいやサービス（商品）が供給され、また、消費されるところから、自由経済あるいは**市場経済**ともよばれる。市場経済においては**価格**が重要な役割を演じている。

市場経済の際立った特徴

ある産業の数社が生産や売り上げにおいて全体の大半を占めている状況を^{かせん}寡占という。特に一社がほとんどすべてを占めている場合を^{どくせん}独占という。

不完全競争

例えば、

自動車

ビール

携帯電話

家庭用ゲーム機

宅配便

...

カルテル？

寡占市場では**カルテル**が結ばれることがあるが、カルテルは企業間の競争を妨げ、消費者に割高な商品を買わせて不利益を与えるので、日本では**独占禁止法**を設け、不当な価格制限などを排除しようとしている。同法の運用にあたるのが**公正取引委員会**である。

カルテル？

カルテル（企業連合）とは、同業種の複数企業が価格・生産量・販路などについて協定を結ぶ寡占の一形態。

カルテルの具体例



The screenshot shows the homepage of the Japan Fair Trade Commission (公正取引委員会). The header includes the logo and name of the commission, along with navigation links for site map, audio playback, and text enlargement. A search bar is also present. The main navigation menu highlights '公正取引委員会について' (About the Commission), '報道発表・広報活動' (Press Release and Publicity Activities), '相談・手続窓口' (Consultation and Procedure Counter), '独占禁止法' (Anti-monopoly Act), '下請法' (Subcontracting Act), and 'CPRC (競争政' (CPRC (Competition Policy)).

現在のページ ▶ [トップページ](#) [報道発表・広報活動](#) [報道発表資料](#) [平成29年](#) [3月](#)
(平成29年3月13日)壁紙の販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

(平成29年3月13日)壁紙の販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

平成29年3月13日
公正

公正取引委員会は、壁紙（注1）の販売業者に対し、本日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。本件は、壁紙の販売業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

（注1）「壁紙」とは、主に建築物の壁、天井等の内装仕上げとして張り付ける、紙、繊維、無機質材又はプラスチックを利用した壁装用の裏打ち材を有するものをいう。

余談：「独占禁止法」という名称について

「独占禁止法」は、「独占を禁止している法律」**ではない!**
→ ???

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

「独占」とは、「一社がほとんど全てを占めている場合」

「独占禁止法」は、**企業が「悪さ」**をすることを**禁止**する法律
(専門用語だと、「私的独占」、「不当な取引制限」、「不公正な取引方法」)

「悪さ」をしてないのであれば、独占であること自体、あるいは、二社、三社が自由に価格を決めているのは問題ない。

なぜ起きるのか？ どうして悪いのか？

カルテル（企業連合）：
同業種の複数企業が価格・生産量・販路などについて協定を結ぶ寡占の一形態。

寡占市場ではカルテルが結ばれることがあるが、**カルテルは企業間の競争を妨げ、消費者に割高な商品を買わせて不利益を与えるので**、日本では独占禁止法を設け、不当な価格制限などを排除しようとしている。同法の運用にあたるのが公正取引委員会である。

価格はどのように決まっている
と理解できるか？

（「**価格決定のメカニズム**」）

企業が気にすること：

「値段（価格）を幾らに付けたらいいんだろうか？」

「どれだけの量を作ったらいいんだろう？」

「どれだけの人（消費者）・取引先企業が買ってくれるんだろうか？」

「費用は一体どれだけになるんだろう？」

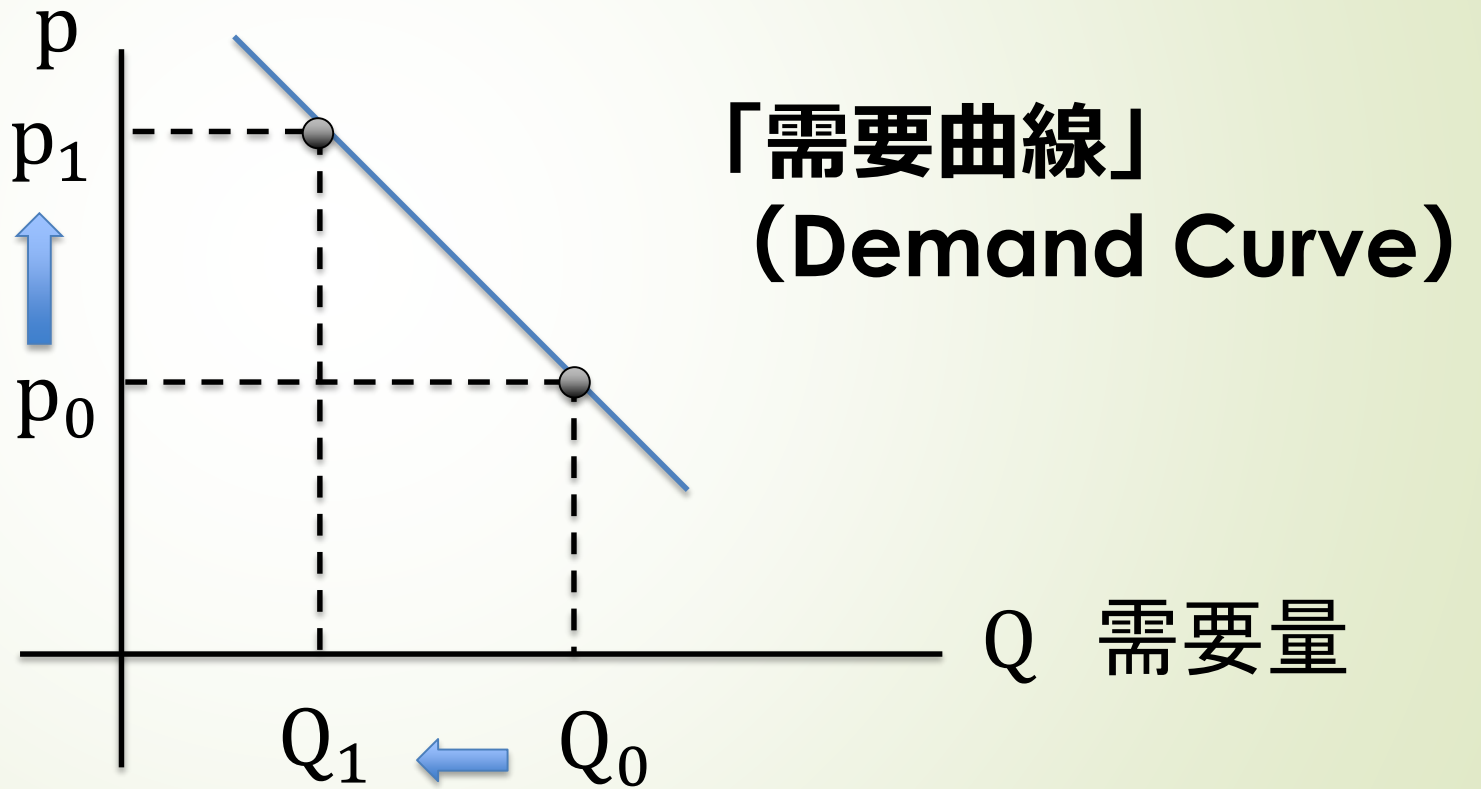
価格を付ける人・企業は、「**高すぎず、安すぎずのバランス**を取っている」ものと考えられる。

その際、**需要の要因（買い手側の事情）**と**費用の要因（売り手側の事情）**の両方を勘案して、このバランスを取っていると考えられるだろう。

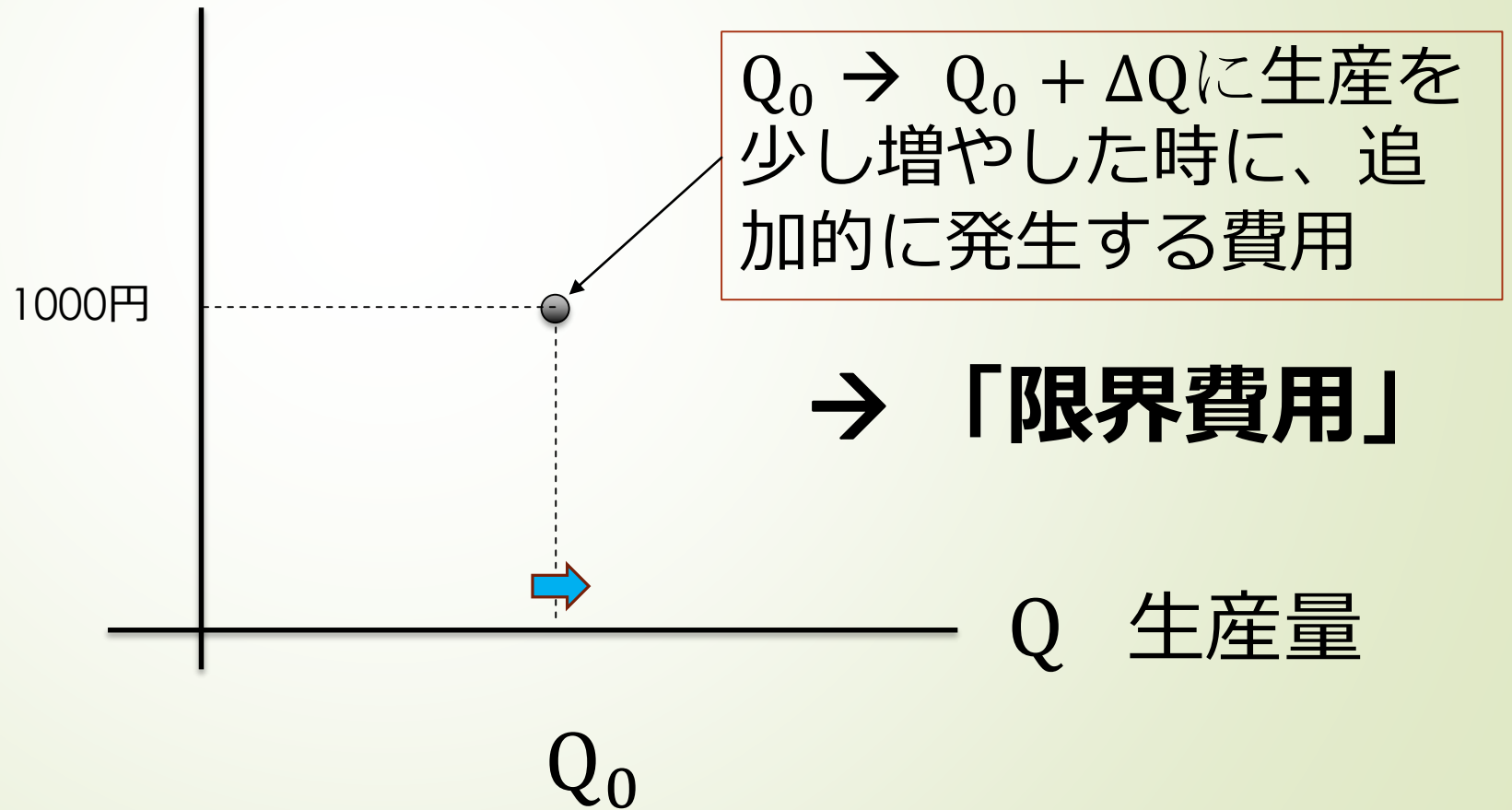
これを、**火星**人の立場から、理論的に、**地球人**がこの「高すぎず・安すぎずのバランス」をどのように取ろうとしているのかを理解しようとするのが、以下の「**分析枠組み**」である。

「需要曲線」という発想

価格

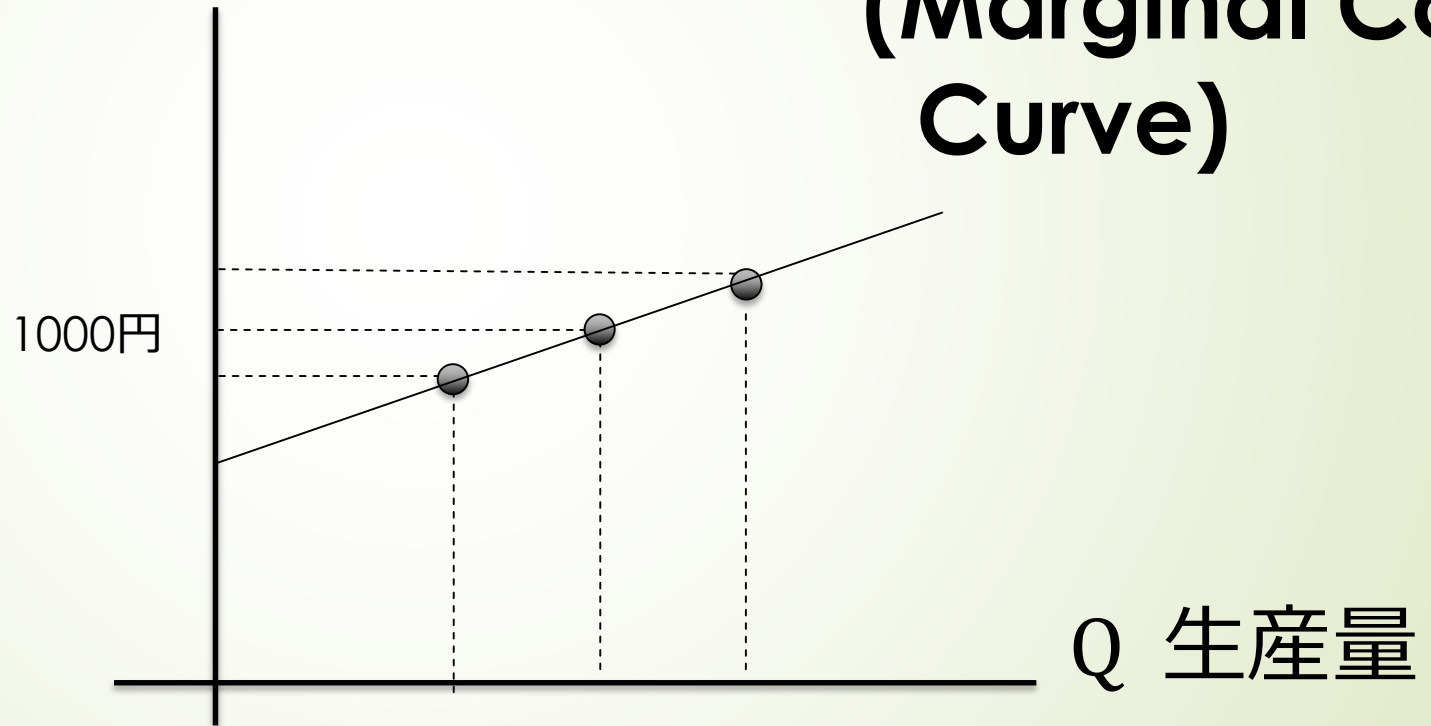


次に、費用は？

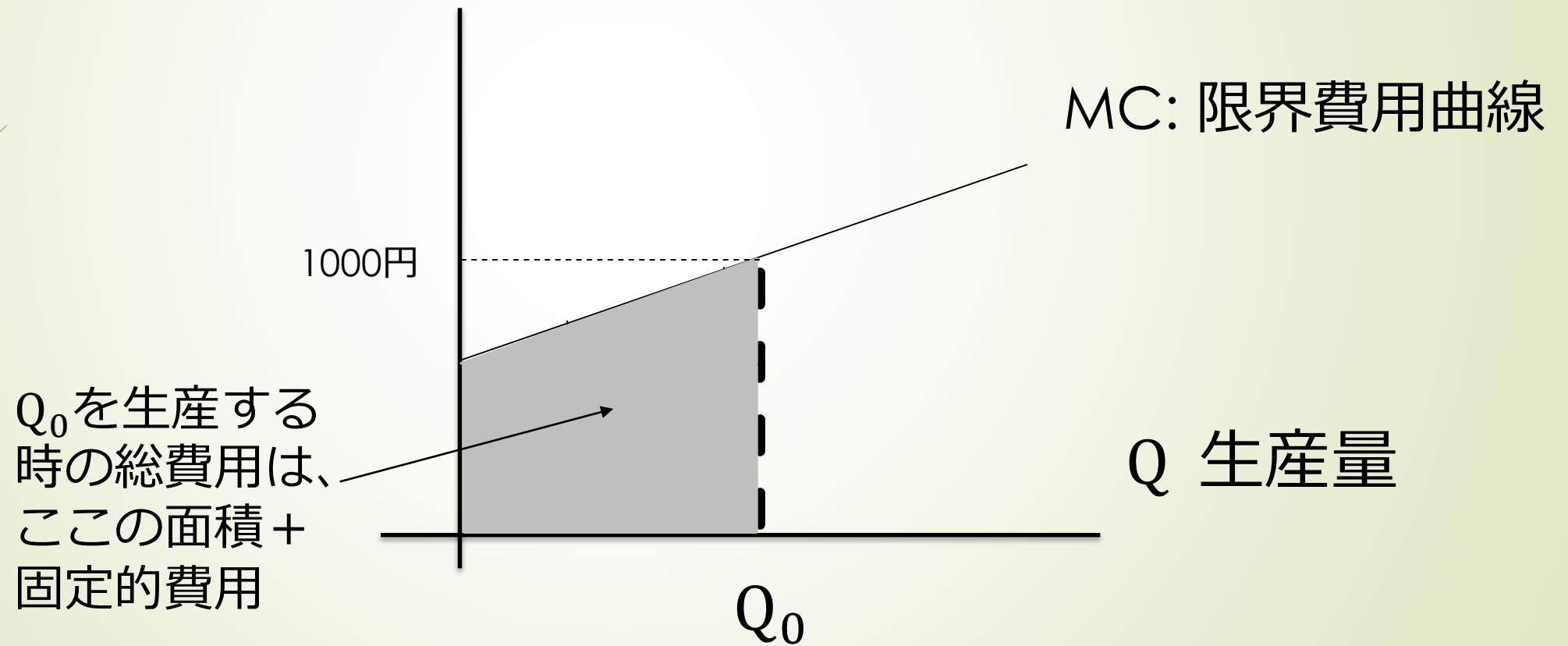


限界費用

「限界費用曲線」 (Marginal Cost Curve)

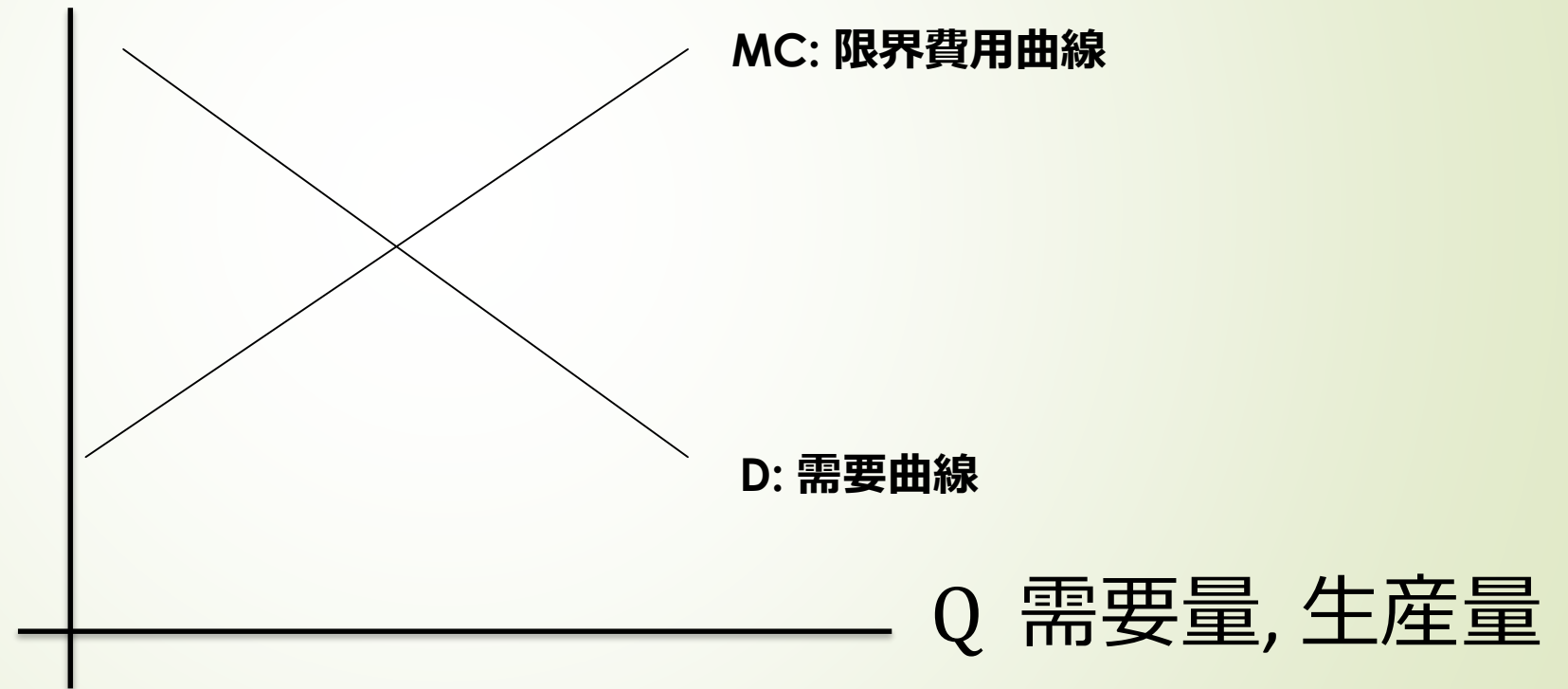


限界費用

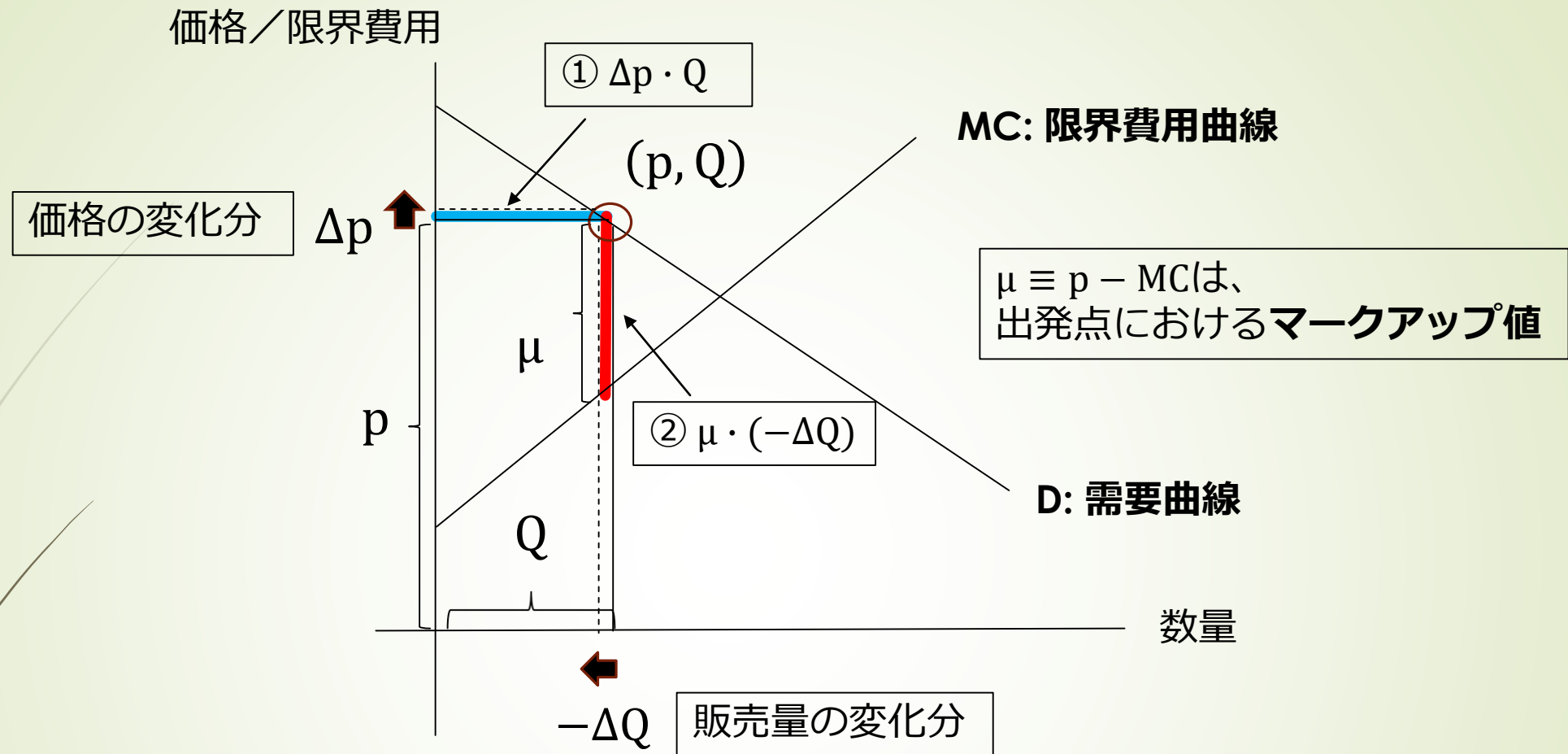


企業の直面する需要曲線 & 限界費用曲線

価格, 限界費用



それでは、企業は、価格を
どのような水準に設定する
ものと理解できるか？



独占価格の決定式は、

$$\underbrace{\Delta p \cdot Q}_{\text{①}} = \underbrace{\mu \cdot (-\Delta Q)}_{\text{②}} \quad \cdot \cdot \cdot (1)$$

「市場支配度指数」の導入

(産業における) **市場支配度指数** : $\theta \in [0,1]$

仮想的な「集約的企業」を想定して、

- 価格を上げた時の追加的な利潤を「集約的企業」が全て得る状況に対応するのが $\theta = 1$ 、
 - 他方、価格を上げて、追加的に利潤を得ることができない、即ち、上式(1)の①の部分がゼロになっている時に対応するのが $\theta = 0$ 、
- とすれば、価格決定式は、以下のように一般化される

$$\underbrace{\theta \cdot \Delta p \cdot Q}_{\text{①}} = \underbrace{\mu \cdot (-\Delta Q)}_{\text{②}} \cdot \cdot \cdot (2)$$

「価格を付ける人・企業は、
「**高すぎず**、**安すぎず**のバラ
ンスを取っている」ものと
考えられる」という漠然と
したアイディアに対して、
明晰な表現を与えているのが
式(2)。

具体例

市場（逆）需要曲線が $p = 10 - Q$ として与えられ、産業の費用関数が $C = 0.5Q^2$ として与えられている。

式(2)から、

$$\theta Q = \mu \cdot \left(-\frac{\Delta Q}{\Delta p} \right)$$

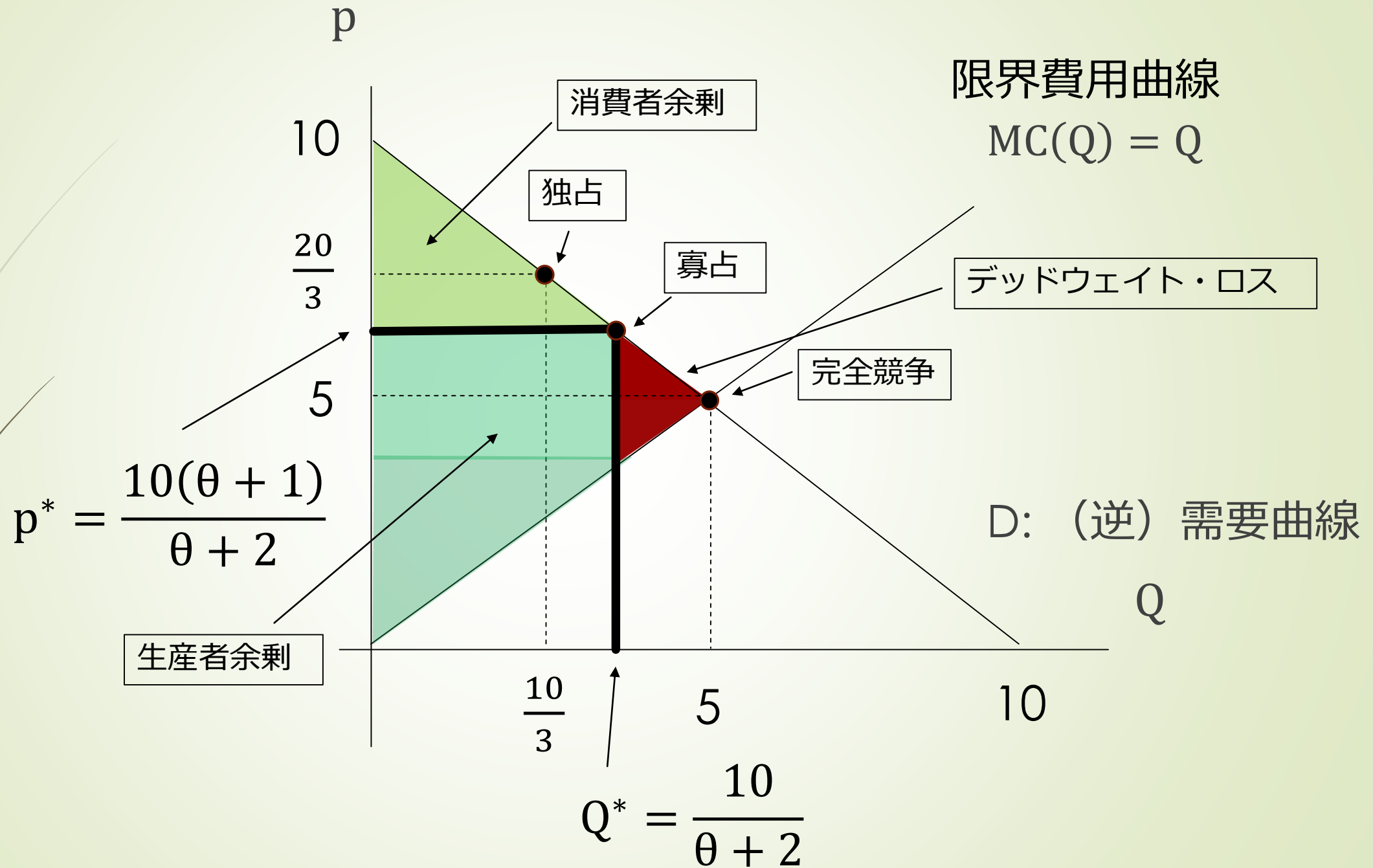
となり、この例では、 $\Delta Q/\Delta p = -1$ なので、

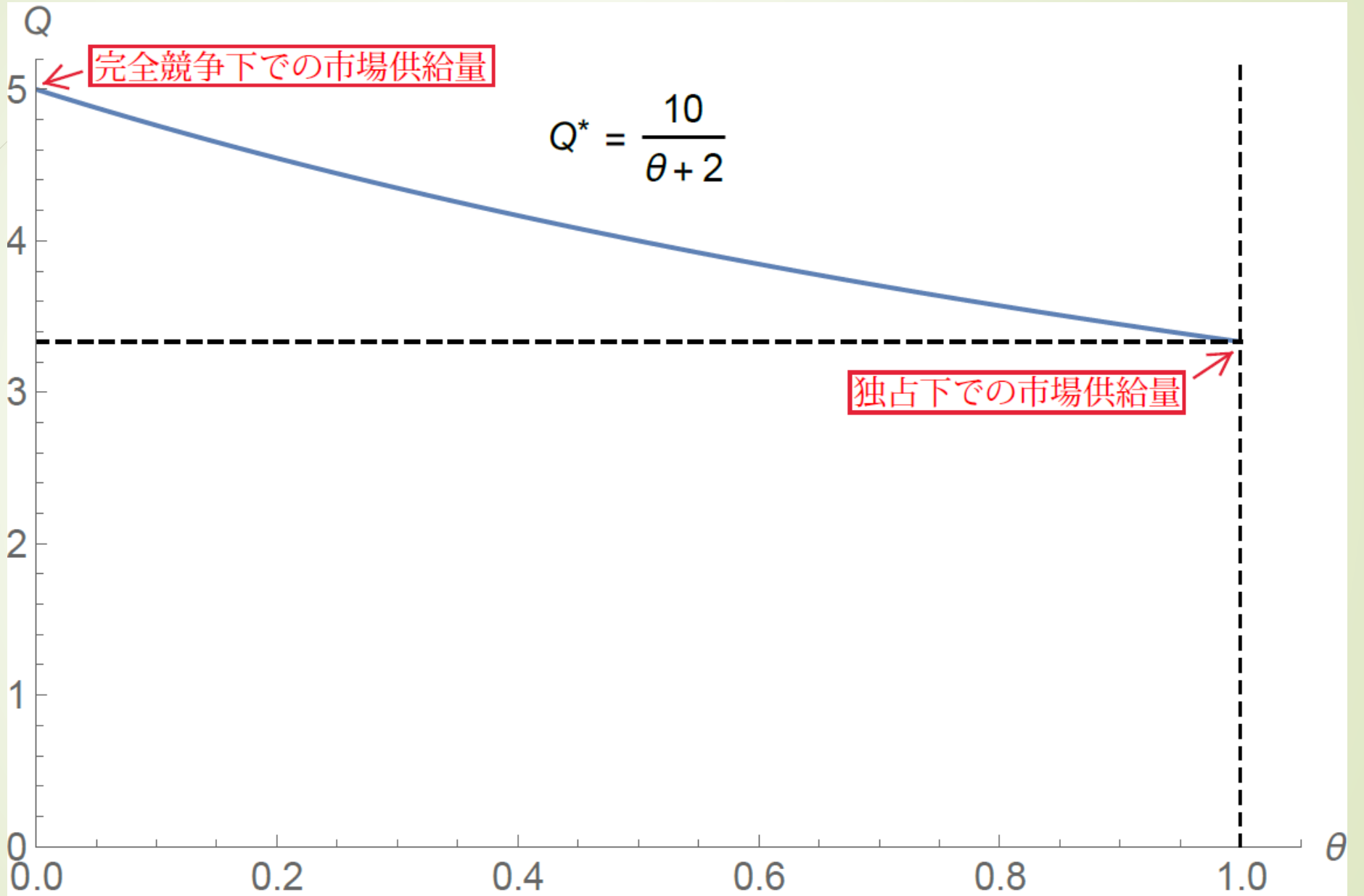
$$\begin{aligned}\theta Q &= \mu \\ \Leftrightarrow \theta Q &= 10 - Q - (0.5Q^2)'\end{aligned}$$

を解いて、

$$Q^* = \frac{10}{\theta+2}$$

を得る。



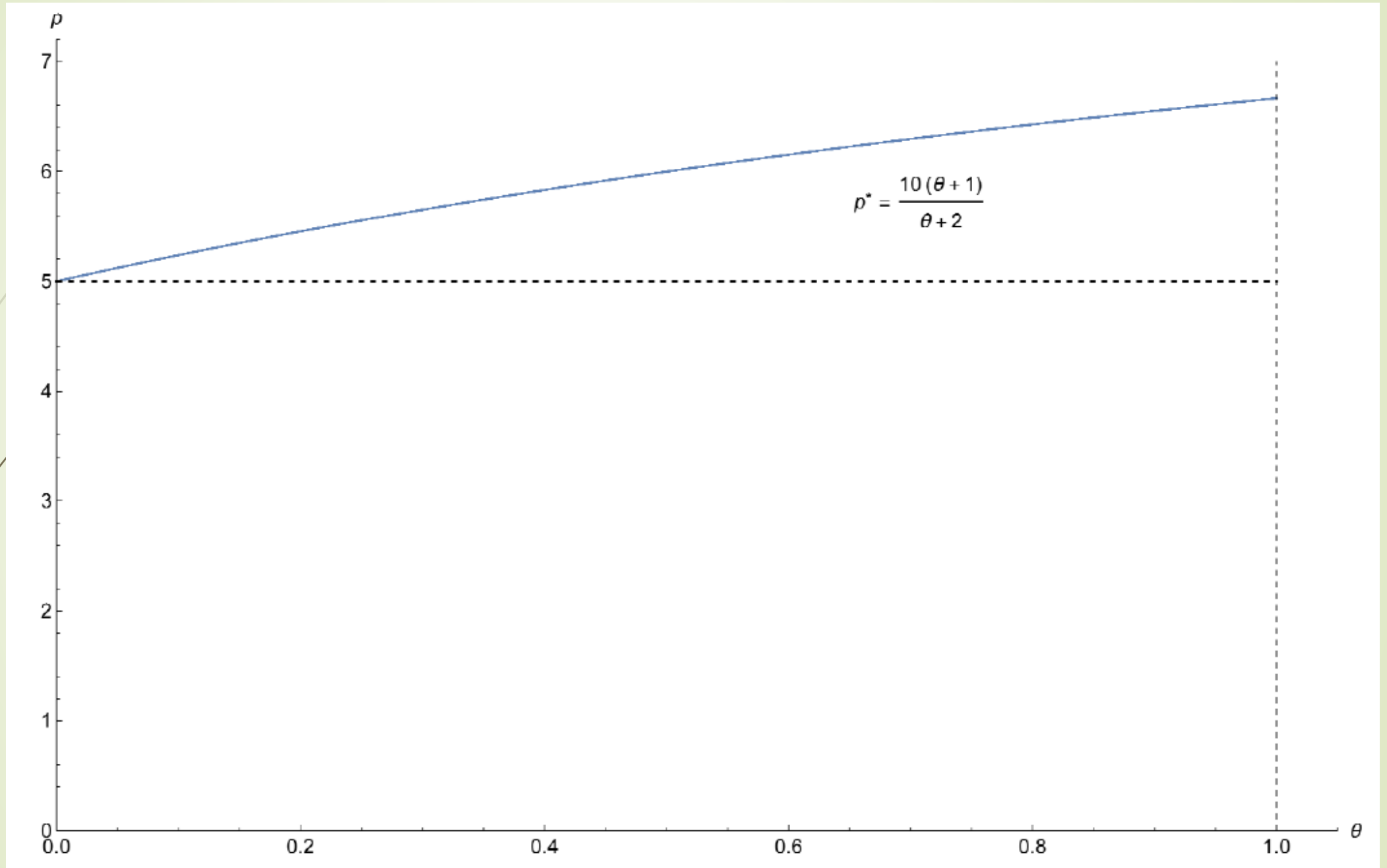


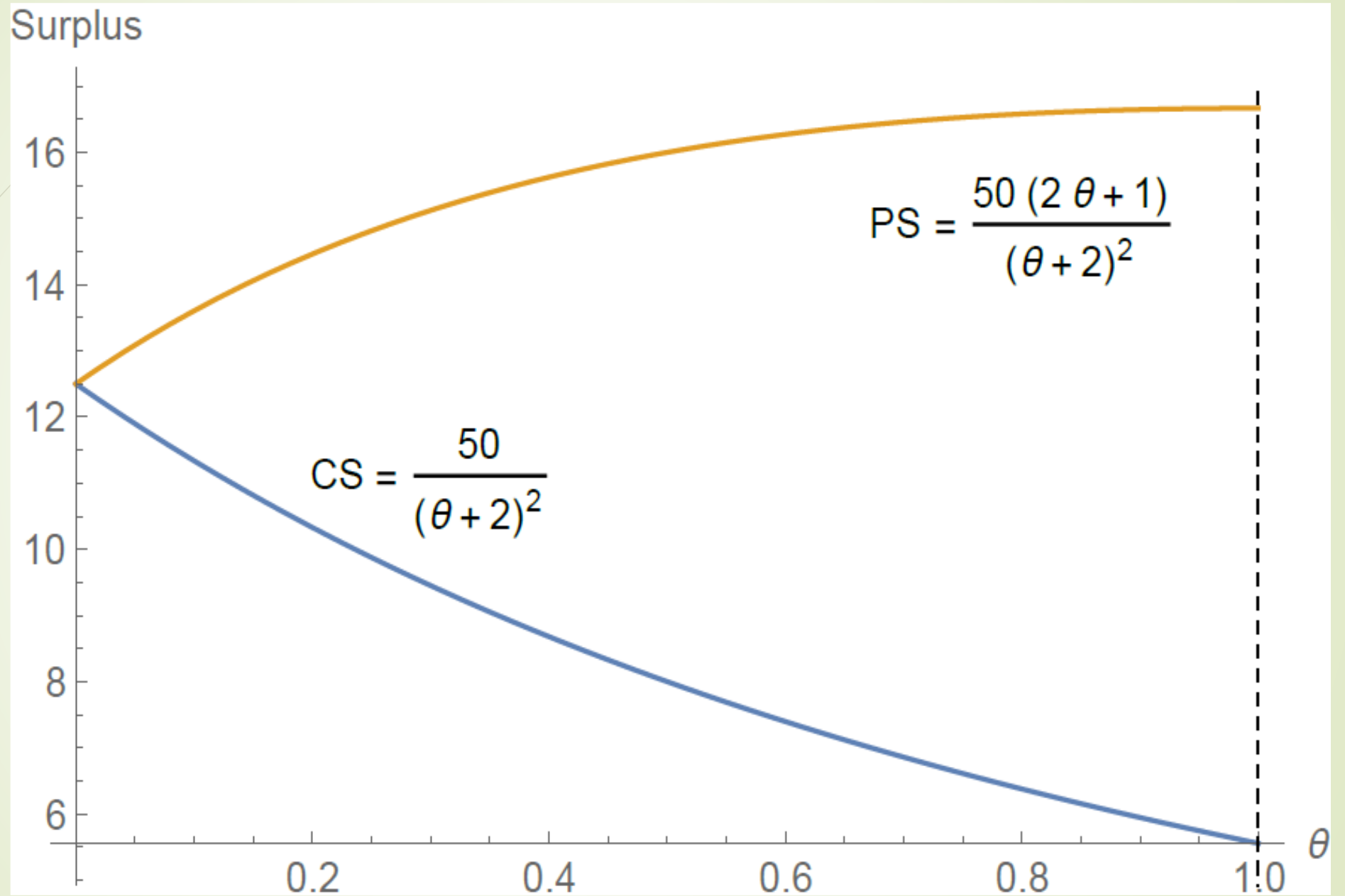
図から、競争の程度が下がる、即ち、市場支配度指数 θ が上昇するに連れて、市場での供給量が減少することが分かる。

次に市場価格は、

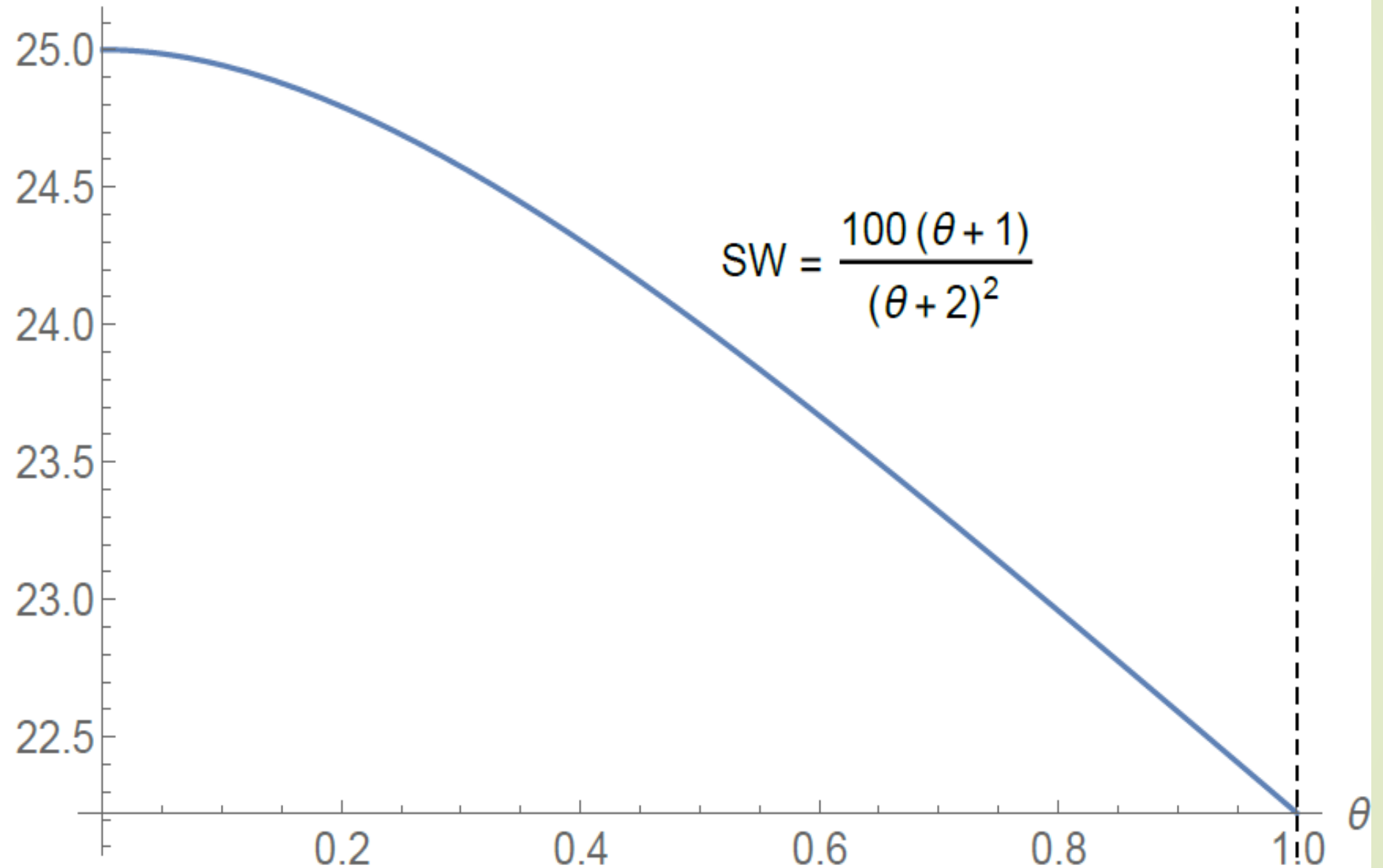
$$p^* = 10 - Q^* = \frac{10(\theta + 1)}{\theta + 2}$$

と求まり、**競争の程度が下がると、価格は上がっていくことが分かる。**





Social Welfare



生産者余剰（PS）、消費者余剰（CS）、そして、それらの和である社会厚生（SW）は、市場支配度指数 θ の関数として与えられる。

図で示されているように、社会厚生と消費者余剰は $\theta = 0$ の時（**完全競争**）に最大化される一方で、生産者余剰は $\theta = 1$ の時（**独占**）に最大化される。

市場支配度指数 θ は、産業における**製品差別化**などから基本的には決まる一方で（ $\theta = \underline{\theta} (\geq 0)$ ）、企業とすれば、可能ならば（**カルテル**を結ぶことなどによって）、 θ を $\underline{\theta}$ よりも高めたいという誘因を持つ。

しかしながら、この θ の上昇は、**消費者余剰及び社会厚生を低下**させることであるために、政府はこれを阻止しなければならない。これが、**経済理論的観点から見た「競争政策」の正当化**。

なぜ起きてるの？ 良いの悪いの？（再掲）

寡占市場ではカルテルが結ばれることがあるが、**カルテルは企業間の競争を妨げ、消費者に割高な商品を買わせて不利益を与えるので**、日本では独占禁止法を設け、不当な価格制限などを排除しようとしている。同法の運用にあたるのが公正取引委員会である。

（東京書籍『現代社会』 p.117）

このさりげない3行の記述の裏には、このような**深遠な（？）理論的背景**が潜んでいる。

→ **大学で学ぶ経済学の雰囲気**を体験出来たでしょうか？

市場経済の際立った特徴（再掲）

ある産業の数社が生産や売り上げにおいて全体の大半を占めている状況を^{かせん}寡占という。特に一社がほとんどすべてを占めている場合を^{どくせん}独占という。

（東京書籍『現代社会』p.116）

→ 市場経済の際立った特徴である、「寡占化・独占化の傾向」に焦点を当てる経済学の考え方は、「**不完全競争の経済学**」と呼ばれる。

「不完全競争の経済学」 立役者の 一人



ジョーン・ロビンソン (英)

(1903-1983)

『不完全競争の経済学』 (1933年出版)

但し、皆さんが大学で学ぶ科目である「ミクロ経済学」の**現状においては**、経済学という学問の歴史的経緯等の理由から、「**不完全競争**」の**特殊ケース**でしかない「**完全競争**」が中心的に扱われている。

私の希望とすれば、皆さんが私の年齢になる頃（皆さんのお子さんが皆さんの年齢になる頃）には、**より一般的・包括的である「不完全競争」**の考え方に基づいた「**価格決定のメカニズム**」が、「現代社会」の教科書にも反映されるようになって欲しい。